

離婚 に関するおまな手続き

※1 税・社会保障関係の手続きで「マイナンバー」マークのあるものは、「マイナンバー（個人番号）」と「本人確認書類」が必要です。（マイナンバーは「マイナンバーカード」「マイナンバー記載の住民票の写し」で確認できます。）
 ※2 出張所マークのあるものは、聖蹟桜ヶ丘駅出張所・多摩センター駅出張所でも手続きできます。（平日のみ）

済 該 当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの ※1	4 受付窓口 ※2 連絡先市外局番 (042)
-------	------------	-------	------------	----------------------------

住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！	本人確認書類	
	前配偶者と同居中で、生計を別にしていない方	世帯分離届	本人確認書類	市民課 (本庁舎 1 階) 出張所 ※電子証明書の更新は本庁のみ
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります	※改めて印鑑登録をする場合は、受付窓口でご相談ください	
	姓が変わる方で、マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方)・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	※お問い合わせください	338-6898

保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証書の記載に変更がある方	新しい保険証書の交付（後日郵送となる場合あり）	・変更前の国民健康保険保険証書	保険年金課 (本庁舎 1 階)
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入・保険証書の交付（後日郵送となる場合あり）※資格喪失日より 14 日以内	前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書 マイナンバー	保険年金課 (本庁舎 1 階) 出張所
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	保険年金課 (本庁舎 1 階)
	→ 世帯主、世帯構成が変わる場合	各種認定証の新規申請 ※新規申請は交付条件があります	世帯主と対象被保険者のマイナンバー	
	前配偶者の扶養から外れて、国民年金に加入する方 (20 歳以上 60 歳未満の方)	国民年金の種別変更（第 3 号被保険者→第 1 号被保険者） ※資格喪失日より 14 日以内 ※国民年金保険料の納付猶予・免除制度有。詳細はお問い合わせください(出張所では不可)。	・前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書 ・本人確認書類 ※基礎年金番号又はマイナンバーがわかる書類 ※国民健康保険の加入と同時に手続きする場合、証明書は 1 通で兼用可	保険年金課 (本庁舎 1 階) 出張所
	年金手帳又は基礎年金番号通知書の氏名変更	年金手帳の氏名欄にご自分で変更後の氏名を記入 基礎年金番号通知書の再交付手続き (厚生年金・共済年金に加入中は、勤務先・年金事務所へ、第 3 号被保険者は年金事務所へ)	(特になし) ・旧姓の年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・本人確認書類	保険年金課 (本庁舎 1 階)
	年金を受給している方	年金の氏名変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要 ※厚生年金の方は府中年金事務所へ ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ	
	離婚時の年金分割制度を希望される方	年金事務所にご相談ください ※原則、離婚後 2 年以内に手続きが必要です	日本年金機構 府中年金事務所 《住所》 府中市府中町 2-12-2 《電話》 042-361-1011 (代表)	

こども	0 歳～高校生等のお子さんがいる方			
	→ 児童手当を受給していて、受給者が変わる方	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請	・請求者の通帳 ・健康保険の資格が確認できるもの(請求者)(★1) ・請求者のマイナンバー ※必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください	338-6851
	→ 子ども医療証をお持ちで主たる生計維持者が変わる方	子ども医療費助成の保護者の変更	・子ども医療証 ・健康保険の資格が確認できるもの(子)(★1)	子ども・若者政策課 (本庁舎 4 階)
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※お問い合わせください	
	保育園・幼稚園に入園(申請)しているお子さんがいる方	住所・氏名・要件変更など	※お問い合わせください	338-6850
	ひとり親の制度（児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成制度のいずれか）を申請する方	各制度の相談・申請	※お問い合わせください	338-6851
	学童クラブの利用を希望する方	学童クラブ入所申請	・学童クラブ入所申請書 ・各種証明書 ※お問い合わせください	児童青少年課 (本庁舎 4 階)
	学童クラブに入所(申請)しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※お問い合わせください	338-6884
	小中学生のお子さんが出て、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請 ※多摩市立小中学校、義務教育学校、都立の中等教育学校の中等部に在学するお子さんがいる方が対象となります。	※お問い合わせください	学校支援課 (ベルブ永山 4 階)

★1 資格情報のお知らせ、資格確認書、マイポータルの資格情報画面等

障がい	姓が変わる方で障害の手帳をお持ちの方	各種手帳の住所・氏名等変更	各種手帳（身体障害者手帳はマイナンバー必須）	338-6903
	姓が変わる方、または世帯の所得に変動が見込まれる方で障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	住所・氏名・利用者負担額等の変更	※お問い合わせください	338-6847
	障害や難病に関する各種手当・医療費助成を受けている方	住所・氏名等の変更	※お問い合わせください	障害福祉課 (本庁舎 1 階)
	交通費助成（ガソリン費・タクシー費）やその他障害福祉関連の助成等を受けている方	住所・氏名等の変更	※お問い合わせください	338-6903

手続きチェックリスト 離婚

済	該当	1手続きが必要な方	2手続き	3必要なもの	4受付窓口 ※2 連絡先市外局番 (042)
税・ 料金		上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更 (ご契約変更)	※東京都水道局多摩お客さまセンターへお問い合わせください。 東京都水道局多摩お客さまセンター 電話 0570-091-100(ナビダイヤル)	
		税・料等の口座振替を申請または廃止する方	市税の口座振替の申請/廃止 【問い合わせ先】 市税は納税課 (2階) 国民健康保険税は保険年金課 (2階) 後期高齢者保険料は保険年金課 (1階)	・キャッシュカード・本人確認書類 ※家族カードなど手続きできないカードもあります ※対応金融機関など詳しくはお問い合わせください	納税課 (本庁舎 2階) 338-6852 保険年金課 (本庁舎 2階) 338-6934 保険年金課 (本庁舎 1階) 338-6807
		姓が変わる方で、原動機付自転車 (125cc 以下のバイク)、ミニカー、小型特殊自動車を所有している方	標識交付証明書の変更手続き	※お問い合わせください	338-6832
		姓が変わる方で、軽二輪、二輪の小型 (125cc 超のバイク) を所有している方	※詳しくは東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所でご相談ください 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北 3-30-3 電話 050-5540-2033	課税課 (本庁舎 2階)	-
		姓が変わる方で、軽三輪、軽四輪自動車を所有している方	※詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所でご相談ください 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町 3-16-22 電話 050-3816-3104		
その他		市営住宅の入居者	市営住宅の退去手続き	※必ず届出が必要です。受付窓口でご相談ください	都市計画課 (東庁舎 2階) 338-6817
		姓が変わる方で犬を飼っている方	犬の登録事項変更届の記入 (飼い主の氏名等)	(特になし)	環境政策課 (東庁舎 1階) 338-6952
		大気汚染医療費助成 マル都医療券をお持ちの方	①氏名・住所、②健康保険の資格 (資格確認書、資格情報のお知らせ) に変更があった場合変更届の記入	①変更後の住民票 (1ヶ月以内に作成されたもの)、 ②健康保険の資格が確認できるもの(★1)、①②マル都医療券	福祉総務課 (本庁舎 2階) 400-0868
		被爆者健康手帳をお持ちの方で氏名変更がある方	変更届の記入	※お問い合わせください	
		健康診断受診票をお持ちの方(被爆 2 世の方)で、氏名変更がある方	変更届の記入	※お問い合わせください	
		養育費、親権、慰謝料、財産分与等の相談	・法律相談・年金・社会保険・労務相談 ・人権・身の上相談 ※相談は無料 ・養育費等に関する弁護士無料相談	予約制 (電話予約 042-338-6806) 要事前相談予約制 (電話予約 042-338-6833)	市民相談室 (本庁舎 1階) 338-6806 子ども・若者政策課 (本庁舎 4階) 338-6833

★1 資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面等



多摩市役所

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

市役所代表電話 042-375-8111

開庁時間 あさ 8 時 30 分～夕方 5 時
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休み)

※出張所は、聖蹟桜ヶ丘駅出張所と多摩センター駅出張所2か所です。曜日により取扱業務が異なります。

2025 年 10 月発行

手続きチェックリスト

離婚される方へ

- 離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法 77 条の 2 の届)が必要です。

まずはじめにする手続きは、**離婚届** を 市民課(本庁舎 1階) または 出張所 へ提出

<p>≪届出できる人≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議離婚の場合 夫と妻 (成年の証人 2 人が必要) ・裁判離婚の場合 申立人 	<p>≪届出に必要なもの≫</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本人確認書類 2. マイナンバーカード (氏や住所の変更がある場合)
---	--

* 代理人は届出できません
* 裁判離婚の場合は、裁判の謄本および確定証明書が必要です。
* 裁判確定日から 10 日以内に申立人が届出をしてください。
* 外国籍の方が離婚届を提出する場合は、必要となる書類をあらかじめご確認ください。

離婚手続きにおける本人確認書類とは・・・

市役所での手続きの際は本人確認をいたします。つぎの本人確認書類 (原本) の提示が必要です。※有効期間があるものは、その有効期間内のものに限りです。

【1点で確認できるもの】

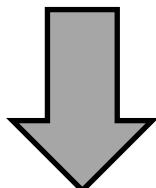
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1以降発行のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書

【2点必要なもの】

健康保険資格確認書、年金手帳、介護保険証、顔写真付きの社員証、学生証など

転入・転出・市内転居の

窓口手続きチェックシートもご確認ください



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない場合は、後日あらためてご来庁いただく場合があります